

# 定書」の履行状況に係る確認について

## (2) 情報公開・情報発信・理解促進について

- ・原子力機構は、新たな情報発信の取り組みとして、前年度の研究成果報告や新年度の研究計画の説明会の様子をライブ配信するとともにYouTubeに配信したほか、センター併設の展示施設「ゆめ地創館」の館内案内動画のホームページ公開や幌延町広報誌「ほろのべの窓」での情報発信などを行っていること。また、引き続きプレス発表やインターネットを活用した情報発信など広報に取り組むこと。
- ・幌延深地層研究センターの研究の目的と得られる成果を施設見学会や地域の説明会における資料などにおいて具体的に示す工夫をすること。
- ・地域の説明会などにおいて、原子力機構の外部評価委員会での評価や、研究の推進に関することとして地層処分を取り巻く国などの活動状況について報告すること。
- ・幌延深地層研究センターが、なし崩し的に処分場になるのではないかとの懸念に対し、そうしたことになり得ないことを広く理解いただけるよう、今後、地域の説明会において処分場の選定プロセスとの違いなども紹介していくこと。
- ・分かりやすい広報資料の作成に向け、外注や広報部署との連携を検討していくこと。
- ・原子力機構の情報公開の取り組みについて、リスクコミュニケーションの専門家や科学ジャーナリストの方などとも相談し、常に改善し、実行していくこと。

## 4. 安全確保などについて

### (1) 安全管理について

- ・原子力機構は、万が一の坑内火災などに備え、訓練の拡充を行うとともに、火災発生時の対応要領などの再確認などを実施し、ホームページで公表していること。
- ・地震発生時の地下に設置した地震計の観測データをホームページで公開していること。

## 5. 三者協定との整合性について

### (1) 第二条（研究実施区域に、研究期間中はもとより研究終了後においても、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしない。）について

- ・原子力機構は、令和元年度に放射性物質を利用した試験研究は行っておらず、令和2年度もないこと。放射性物質を用いた研究は、茨城県にある原子力機構の核燃料サイクル工学研究所で行っており、幌延深地層研究センターとの役割分担と連携により必要な成果をあげていること。

### (2) 第三条（深地層の研究を放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ譲渡し、または貸与しない。）について

- ・現時点で、高レベル放射性廃棄物に係る最終処分事業を実施する原子力発電環境整備機構(以下、NUMO)との共同研究について、具体的に決まったものはないこと。仮にNUMOと共同研究を実施する場合でも、NUMOへの譲渡や貸与を行わないことを前提に原子力機構が主体となり、原子力機構の研究目的や課題と整合し、原子力機構の責任において研究施設を運営・管理すること。

### (3) 整合性全般について

- ・令和元年度の研究成果および令和2年度の研究に関し、三者協定に反するものはないこと。

## 6. 地下500mにおける研究の検討について

### (1) 地下500mでの研究について

- ・原子力機構は、地下500mでの研究を実施するかどうかについて検討するのは、内部で議論した結果、必須の課題の研究を進め、技術基盤を整備していくために有効な可能性があるかと判断したためであること。
- ・今年度、地下500mでの研究などを実施するかどうかについて判断材料を集めるための設計を開始し、その検討を踏まえ、今年度中を目途に実施するかどうかを判断すること。
- ・実施については「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の研究課題の範囲内であることを前提に、令和2年度以降の研究期間の研究工程におさまるかといった観点から判断すること。
- ・判断した内容、理由などについては、北海道および幌延町が開催する確認会議において説明すること。

なお、三者協定の履行状況に係る確認結果の通知にあたり、引き続き三者協定遵守のうえ、幌延深地層研究計画を着実に進めていただくよう原子力機構へ求めました。